

豊島区木造住宅耐震改修助成金交付要綱

平成 18 年 8 月 18 日

都市整備部長決定

最終改正 令和 8 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、耐震性の低い木造住宅の耐震改修工事に対し、助成金を交付することにより、震災時における建築物の倒壊を防止し、災害に強いまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断技術者 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により登録を受けた建築士事務所のうち、東京都知事が別に定めるところにより、木造住宅に関する耐震診断及び補強設計の業務を行うものとして指定登録機関の登録を受けたものをいう。
- (2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（平成 16 年 7 月財団法人日本建築防災協会発行）による一般診断法及び精密診断法又はこれと同等の基準による診断で、耐震診断技術者が行ったものをいう。
- (3) 低耐力住宅 現状における耐震診断の結果が、上部構造評点 1.0 未満である木造住宅をいう。
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する戸建住宅等の補強工事及び工事監理をいう。
- (5) 補強設計 耐震診断に基づき耐震診断技術者が行った耐震改修工事の設計をいう。
- (6) 工事監理 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により登録を受けた建築士事務所のうち、東京都知事が別に定めるところにより、木造住宅に関する耐震診断及び補強設計の業務を行うものとして「東京都木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けたものが行うものをいう。
- (7) 区内の事業者 「豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準」（平成 22 年総務部長決定）に定める「区内の事業者」の定義に該当する民間事業者をいう。
- (8) 災害時要援護者 豊島区が作成する「災害時要援護者名簿（全件名簿）」に掲載のある者をいう。

(助成対象建築物)

第3条 この要綱による助成金の対象となる低耐力住宅は、次の各号に掲げる要件をみたすものとする。

- (1) 豊島区内に存する、平成12年5月31日以前に建築された、階数が2以下の木造住宅（一戸建て住宅、長屋及び共同住宅）で、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。（昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に建築されたものにあつては、在来軸組工法であること。）
- (2) 補強設計に基づく耐震改修工事により、上部構造評点1.0以上となるもの。
- (3) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（以下「法」という。）第2条第1項第8号に定める防火構造であるもの、又は同時に行う改修工事により同構造となるもの。
- (4) 法第43条に抵触しない敷地であること。
- (5) 建築物（塀等を含む。）が、豊島区狭あい道路拡幅整備条例（平成13年7月13日条例第50号）第2条に定める後退用地等の区域内に突出しないこと。
- (6) その他建築基準法上、重大な疑義が認められないこと。

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成を受けることができる者は、助成対象建築物の所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族（一親等及び二親等に限る）又は居住者で、かつ住民税を滞納していない世帯とする。

なお、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。ただし、区長が特に必要があると認める者についてはこの限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準じる団体。
- (2) 木造住宅耐震改修工事について、本要綱以外による助成金交付の決定を受けた者。
- (3) 建築物の販売による利益を目的とした事業者。
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号の規定による中小企業者以外の会社。

(助成の内容)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、低耐力住宅の耐震改修工事に必要と認められる費用とする。ただし、工事監理費用を除く。

(助成金の交付額等)

第6条 助成額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、助成対象経費を超えない額とする。

- (1) 助成対象経費の3分の2(1000円未満切捨て)、ただし災害時要援護者が居住している場合は助成対象経費の1分の1(1000円未満切捨て)。なお、当該金額が100万円を超える場合は、100万円とする。
 - (2) 工事施工者が「区内の事業者」である場合、助成対象経費の6分の1(1000円未満切捨て)、ただし災害時要援護者が居住している場合は助成対象経費の1分の1(1000円未満切捨て)。なお、当該金額が50万円を超える場合は、50万円とする。
 - (3) 災害時要援護者が居住している場合は助成対象経費の1分の1(1000円未満切捨て)を加算。なお、当該金額が100万円を超える場合は、100万円とする。
- 2 前項の交付額は、当該年度の予算の範囲内とする。
 - 3 本助成金の交付は、同一の助成対象建築物につき1回限りとする。
 - 4 消費税相当額は、助成の対象としない。

(助成事業の承認申請及び承認決定、申請取下げ)

第7条 耐震改修工事の助成を受けようとする者は、耐震改修工事に着手する前に、耐震改修助成承認申請書(第1号様式)に別表第1に掲げる書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成対象となることを承認したときは、耐震改修助成承認通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の承認にあたり、助成事業を遂行するために必要な事項について、条件を付することができる。
- 4 申請者が第1項の申請を取下げようとするときは、耐震改修助成承認申請取下届(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成対象工事の取止め及び変更)

第8条 前条第2項の規定により承認を受けた者(以下「改修助成対象者」という。)は、その助成対象工事を取止めようとするときは、耐震改修助成対象工事取止め届(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

- 2 改修助成対象者は、助成対象工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ耐震改修助成内容変更承認申請書(第5号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、変更を承認したときは、耐震改修助成内容変更承認通知書(第6号様式)により、改修助成対象者に通知するものとする。

(調査報告及び完了届)

第9条 区長が必要と認めるときは、助成対象工事の遂行状況の調査を行い、又は耐震改修助成対象工事状況報告書(第7号様式)により、改修助成対象者及び工事監理者から報

告を求めることができる。

- 2 改修助成対象者は、助成対象工事が完了したときは、耐震改修助成対象工事完了届（第 8 号様式）を速やかに区長に提出しなければならない。

（助成金の交付申請）

第 10 条 改修助成対象者は、前条第 2 項の規定により耐震改修助成対象工事完了届を提出するときは、耐震改修助成金交付申請書（第 9 号様式）に別表第 2 に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請に基づきその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、耐震改修助成金交付決定通知書（第 10 号様式）、助成金の不交付を決定したときは、耐震改修助成金不交付決定通知書（第 11 号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の交付決定にあたり、助成事業を遂行するために必要な事項について、条件を付することができる。
- 4 申請者が第 1 項の申請を取下げようとするときは、耐震改修助成金交付申請取下届（第 12 号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の交付請求）

第 11 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた者は、耐震改修助成金交付請求書（第 13 号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 12 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成対象工事の内容が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- （3）その他助成事業に係る建築物に対する法令、豊島区補助金等交付規則（昭和 61 年 8 月 27 日規則第 59 号）に違反したとき。

- 2 区長は、前項の取消しを決定したときは、速やかにその内容を耐震改修助成金交付決定取消通知書（第 14 号様式）により交付決定を受けた者に通知しなければならない。

（助成金の返還）

第 13 条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、すでに助成金が交付されている場合の返還にあたっては、豊島区補助金等交付規則（昭和 61 年 8

月 27 日規則第 59 号) により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、建築担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条 (1) 及び (6) の規定について、平成 19 年 9 月 30 日までに、耐震改修助成承認申請書が受理されたものは、改正前の要綱の効力を有するものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

2. 施行前に第 7 条の規定による申請があったものについては、改正前の本要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

耐震改修助成承認申請書に添付する書類

	添付書類	内容等
(1)	耐震改修工事計画書	改修前（評点 1.0 未満）、改修後（評点 1.0 以上）
(2)	耐震診断結果報告書	
(3)	建築物に関する図書	証書が現存しない場合は、調書に代えることができる。
	建築当時の建築確認通知書及び検査済証の写し	
	今回工事の建築確認通知書の写し	建築確認を要しない工事の場合不要。
	案内図	方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示すること。
	各階平面図 （改修前、改修後）	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋交いの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。
	立面図 （改修前、改修後）	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。
	軸組図 （改修前、改修後）	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及び庇の出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。
	面積表	敷地面積、建築面積、延べ面積、各階面積及び住宅部分面積を記載。
(4)	建物登記事項証明書	登記されていない場合は、課税台帳の写しに代えることができる。
(5)	公図	
(6)	住民票の写し 又は登記事項証明書	申請者の世帯全員の住民票 又は、法人の登記事項証明書（定款等で事業目的が確認できるもの）
(7)	住宅所有者の全員の承諾書	申請者が所有者でない場合又は共有で所有する場合
(8)	納税証明書	申請者の世帯全員。直近の完納年度のもの（未納税0円のもの）。
(9)	写真	工事着工前の写真とする。
(10)	見積書の写し	耐震改修工事費用について、内訳明細が分かるものとする。 ※消費税は除く。
(11)	東京都木造住宅耐震診断事務所登録証（写し）	

(12)	助成金交付申請額の計算書	
(13)	建設業許可証明書等	工事施工者が「区内の事業者」の場合(「区内の事業者」である事がわかる書類)
(14)	中小企業要件確認書	法人の場合のみ
(15)	災害時要援護者確認書類	災害時要援護者の加算を利用する場合。
(16)	その他	区長が必要と認める書類

別表第2 (第10条関係)

耐震改修助成金交付申請書に添付する書類

	添付書類	内容等
(1)	助成金交付申請額の計算書	
(2)	契約書の写し	
(3)	領収書の写し	耐震改修工事費用の支払いが証明できる書類。
(4)	写真	工事着手前、工事中、及び工事後の写真とする。
(5)	検査済証の写し	建築確認を要しない工事の場合不要。
(6)	その他	区長が必要と認める書類